

近江八幡市第3期子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

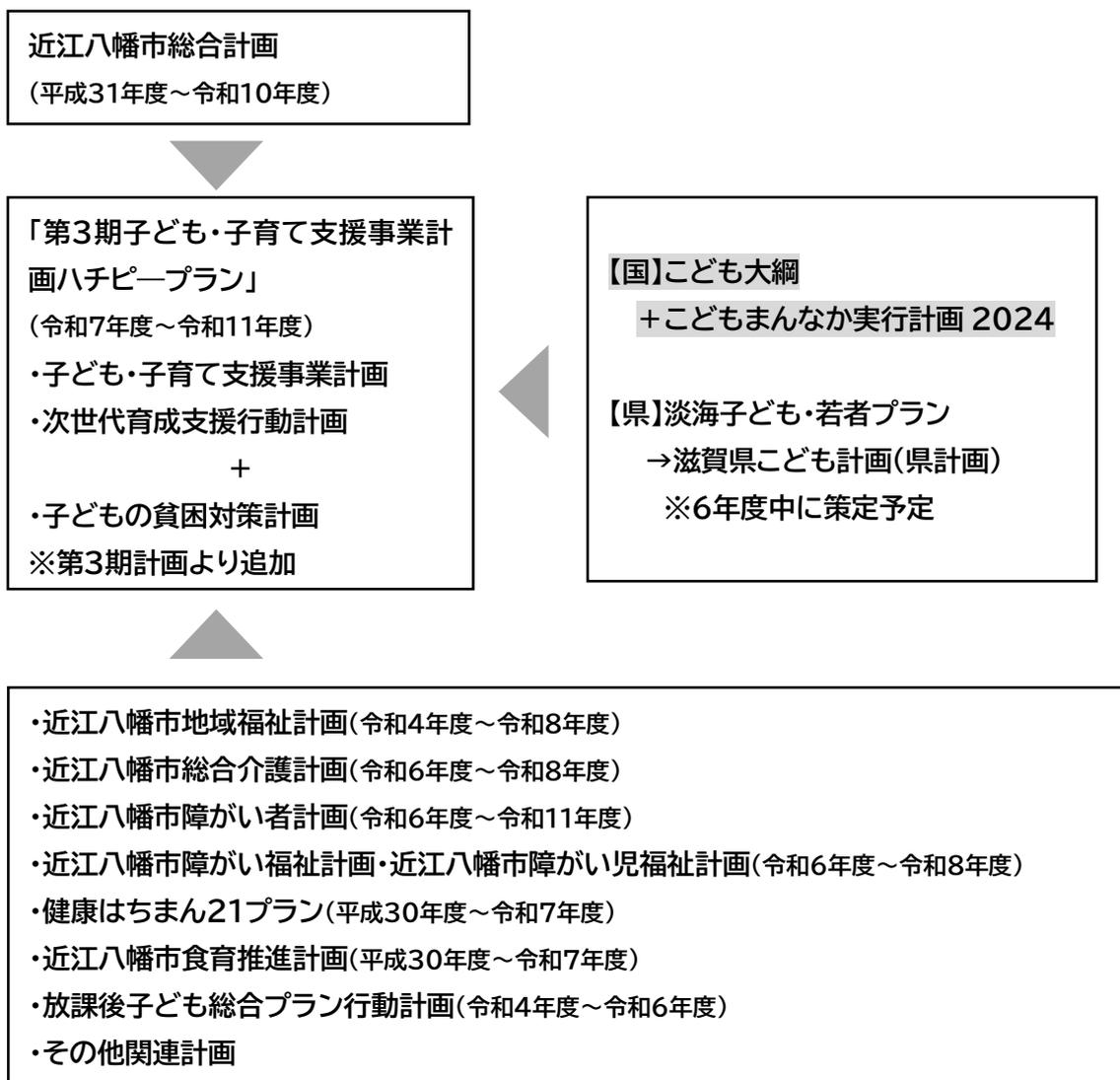
1. 計画の位置付けについて

・現行（第2期）計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画としても位置付けられています

・第3期計画（令和7年度～令和11年度）は、現行の枠組みに加え、新たに「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「市町村計画（子どもの貧困対策計画）」の内容を加えます

・将来的なこども計画策定を見すえて、国の「こども大綱」を勘案するとともに、現在策定が進められている「こどもまんなか実行計画」の内容との整合を図ります。

・あわせて、市の関連する行政計画との整合を図ります



## 2. 計画策定の体制について

### (1) 子ども・子育て会議（本会議）

- ・計画の根幹に関わること（基本理念・目標・方針等）についての検討
- ・計画の取りまとめ（計画案の検討）

### (2) 専門部会

- ・計画に係る分野ごとの施策や事業および確保方策等についての検討
- ・本会議で確認された目標や方針等に基づき設置
- ・幹事会との連携により議論を進める

### (3) 幹事会

- ・計画に関わる市の担当課により構成
- ・専門部会での検討が円滑に進むよう、計画に係る分野ごとの施策や事業の立案を行う

## 3. 計画策定にあたっての取組

### (1) 基礎調査

第3期計画ハチピープラン策定にかかるアンケート調査（令和5年度実施）

対 象：就学前児童およびその保護者、小学生およびその保護者、中学生およびその保護者、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、市内子育て支援団体

調査内容：①ニーズ調査

②生活実態調査

③貧困対策に関する調査

### (2) こどもの意見反映

本計画の対象（当事者）となるこどもの意見を計画の内容に反映させる。

想定として、素案の取りまとめに際して、こどもから意見聴取を行うとともに、意見聴取の対象者に対しフィードバックを行う

### (3) パブリックコメント

素案が策定された後、市民から意見を公募する